

法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する数値目標の達成状況

(単位：人、%)

区分	数値目標	実績等											
		平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22			
法曹人口	法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 <u>3,000 人</u> 程度とすることを旨とする。 (司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	1,183	1,170	1,483	1,464	1,558	2,099	2,209	2,135				
	現行司法試験の合格者数を、平成 14 年に 1,200 人程度に、平成 16 年に 1,500 人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	<u>1,183</u>	1,170	<u>1,483</u>	1,464	549	248	144	92				
法科大学院	法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約 7 割～8 割)の者が新司法試験に合格できるよう努める。 その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表する。 (規制改革推進のための 3 か年計画 (改定) (H20. 3. 25 閣議決定)) (規制改革推進のための 3 か年計画 (再改定) (H21. 3. 31 閣議決定))	/	/	/	合格率 (合格者/受験者×100)								
					48.3	40.2	33.0	27.6	25.4				
					○修了者に占める合格者の割合 (人数) 17 年度修了者：69.5% (2,176 人) 18 年度修了者：48.1% (4,415 人)								
					○受験資格喪失者数 (三振者数)：865 人 17 年度修了者 295 人、18 年度修了者 507 人、 19 年度修了者 61 人、20 年度修了者 2 人								
法科大学院	法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が <u>3 割以上</u> となるよう努めるものとする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件))	/	/	社会人入学者の割合 (注 2)									
				48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1			
				他学部出身者の割合 (注 2)									
法科大学院	専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね <u>2 割以上</u> は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件))	/	/	基準専任教員数に対する実務家教員の割合 (実務家教員数/基準専任教員数×100)									
				不明	不明	不明	不明	43.6	不明	43.7			

(注) 1 総務省の調査結果による。

2 数値目標の達成状況を確認するデータが整備されていないため、参考までに社会人入学者の割合及び他学部出身者(法学部以外)の割合を掲載した。